

上天草市病院企業職員の当直勤務に関する要綱

制定 平成25年4月22日病院事業管理者決裁

改正 平成29年3月31日病院事業管理者決裁

上天草市病院企業職員の当直勤務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市病院企業職員就業規程(平成23年病院事業管理規程第2号)第24条に定めるもののほか、上天草市立上天草総合病院(以下「病院」という。)における宿直及び日直(以下「当直」という。)の勤務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(当直者)

第2条 当直勤務に従事する者(以下「当直者」という。)及びその数は、次に掲げるとおりとする。ただし、病院の院長(以下「院長」という。)が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 医師 2人
- (2) 看護師 2人
- (3) 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師(以下「医療技術員」という。) 各1人
- (4) 事務員 2人

(当直の勤務時間)

第3条 当直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿直 午後5時から翌日の午前8時30分まで
- (2) 日直 午前8時30分から午後5時15分まで

(当直手当の額)

第4条 上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則(平成19年上天草市規則第13号)第8条に規定する当直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 医師 20,000円
- (2) 看護師 5,900円

(3) 医療技術員 5,900円

(4) 事務員 5,900円

(当直者の割当て)

第5条 事務部長（事務部長を置かない場合にあつては、事務長）は、毎月25日までに翌月の当直割当表を作成し、当直者に通知しなければならない。

(当直の免除等)

第6条 当直者は、やむを得ない理由により、当直の免除又は当直の変更の承認を受けようとするときは、事前に院長に代直者を定めて届け出なければならない。

(当直任務の引継ぎ)

第7条 当直者は、当直開始時刻の10分前に医師にあつては院長、外来当直者にあつては看護部長、医療技術員にあつては所属科等の長、事務当直者にあつては事務部長から当直任務の引継ぎを受けなければならない。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の当直者にあつては、前任者から引継ぎを受けなければならない。

(当直日誌)

第8条 看護師及び事務の当直者は、当直勤務中の処理事項を当直日誌に記載しなければならない。

(非常の場合の措置)

第9条 当直者は、当直中に病院内に異常を認めるとき、又は火災その他の突発事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、必要に応じて、院長及び事務部長に通報し、その指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。